



2014、6月号

6月に入り、4年に一度の祭典であるサッカーW杯が開催されますが、皆様いかがお過ごしでしょうか？さて、6月のテーマは、住宅ローン控除について改正された内容を取り上げていきます。住宅の取得を検討中の方は是非ご一読下さい。

住宅ローン控除が拡充されました！！

平成25年度税制改正により、住宅ローン控除が拡充されました。

住宅ローン控除とは、ローンを組んで住宅を取得して居住した場合に、年末の住宅ローン残高に一定の率を乗じて計算した金額を、10年間にわたって、毎年の所得税から差し引けますよという内容のものです。

この住宅ローン控除計算の限度額が拡充され、これまではローン残高が最高限度2千万円でしたが、平成26年4月1日以降に消費税率8%で取得して居住した住宅についてはローン残高が最高限度4千万円まで認められます。

例えば、年末のローン残高が3千3百万円だった場合には、その1%の金額33万円を所得税額から差し引くことができます。

なお、所得税から差し引いて、控除しきれなかった金額は、住民税からも控除することができます。

また、この制度は個人単位ですので、夫婦それぞれがローンを組んでメリットを最大に活かす方法もありますが、夫婦それぞれの収入に見合うローン契約である必要があります。

すまい給付金が制度化されました！！

すまい給付金とは、消費税率引き上げによる負担軽減のために、収入が一定額以下の方が、消費税増税後の住宅を取得して居住した場合に最大30万円を現金で給付するという内容のもので、平成26年4月から平成29年12月まで実施されます。

目安として、夫婦（妻は収入なし）・子供2人（中学生以下）の場合で、年収が510万円以下の方などが対象となります。

この制度については、住宅ローンを組んでいない場合でも一定の要件を満たせば給付金を受け取ることができます。

※住宅ローン控除・すまい給付金については他にも各種要件、手続き等があります。

2014/6/2 作成者 天野



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪市中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022/FAX06-6944-1033



Yoshida Mayumi